

＼鳥獣被害に関するさまざまな相談に対応／

鳥獣被害対策サポートセンター

皆さまが行う鳥獣対策を支援します！



飛騨市鳥獣被害対策サポートセンターでは、集落・個人からの鳥獣対策の相談に対し、加害獣の特定や被害地の調査、具体的な防除方法の助言・提案などを行い、皆さまが行う鳥獣対策を支援します。

こんな時にご相談ください



集落全体で鳥獣対策を行いたい

集落全体で対策を行いたいけど、何から対策をしたらいいの？



鳥獣による被害を受けた…

鳥獣による被害を受けたけど、どんな対策をしたらいいの？



鳥獣対策の補助制度はあるの？

農地に電気柵を設置したいけど、補助金はあるの？



鳥獣の種類が分からない…

農地や家の周りに鳥獣が来ているけど、何の動物が分からない…

お気軽にお問い合わせください！

まずは
電話相談

飛騨市鳥獣被害対策サポートセンター

☎ 080-2640-0924



鳥獣被害対策の基本

1. 鳥獣被害が起こる原因

野生鳥獣の出没や農作物被害が増えている原因はさまざまですが、その多くは集落内に**鳥獣の潜み場所**や**楽にエサが食べられる場所**があり、鳥獣にとって過ごしやすい場所になっているからです。

もし、お住まいの集落で被害が広がっているようであれば、**無意識**に潜み場所とエサを準備して、結果として集落に鳥獣を誘引しているのが原因です。

■簡単チェック!

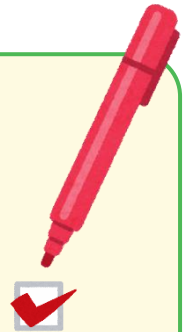
鳥獣の潜み場所チェック

- 見通しが悪く、人の手が入っていない森林等がある。
- 田畑の管理が行われず、雑草が生えている。
- 最近、家屋や田畑以外の草刈りをしなくなった。(河川・空き地など)

楽にエサが食べられる場所チェック

- 管理されていない果樹(柿、栗など)が集落内にある。
- 米の収穫後、ヒコバエ(切り株から生えてくる2番穂)や収穫時に落ちた稲の穂が田んぼに残っている。
- 野菜くずや間引いた野菜などの残渣、生ごみを放置している場所がある。

●もしチェックが1つでもついていたら……▶ **鳥獣が過ごしやすい場所** になっている可能性があります。

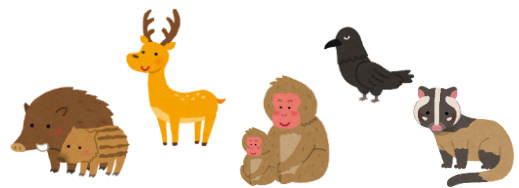


2. 鳥獣被害を防ぐためには

鳥獣被害を防ぐためには、被害を引き起こしている**加害獣の特定**、無意識なエサやりや潜み場所をなくす**環境対策**、侵入防止柵を設置するなどの**防護対策**が重要です。それでも被害が減らないときは、加害獣の捕獲も選択肢になります。

①加害獣を特定しましょう

対策を行う鳥獣について、しっかりと情報収集をしましょう。そのうえで加害獣に合った対策を行きましょう。

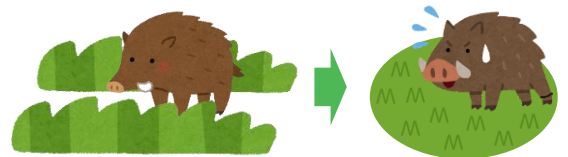


②無意識なエサやりをなくしましょう

人にとって価値のないモノでも、鳥獣にとっては栄養価の高い食料になります。生ごみや農業残渣は処分、収穫しない果樹は伐採を検討しましょう。また、米の収穫後に生えてくるヒコバエは枯れるまで電気柵を設置したままにしておくか、耕起してヒコバエが生えないようにしましょう。

③潜み場所をなくしましょう

草刈りを行い、見晴らしを良くすることや、農地周辺にある茂みなどの潜み場所をなくしましょう。



④農地への侵入を確実に防ぎましょう

加害獣に対応した侵入防止柵を正しく設置しましょう。また、侵入防止柵設置後は周辺の除草や破損個所の修繕など、定期的な点検を行きましょう。



サポートセンターで行う支援の流れ

集落への支援

相談内容に応じて現地確認などによる課題発見、集落の実情に応じた対策の提案や技術的なアドバイス、補助金の紹介などを行い、集落ぐるみで行う鳥獣対策を支援します。

■支援の主な流れ

STEP1 相談者からの聞き取り

STEP2 現地確認やアンケートによる課題発見

STEP3 研修会・説明会・現地研修の実施

STEP4 被害対策の提案と実施

STEP5 結果の評価と改善策の提案



研修会の様子



集落点検の様子



侵入防止柵設置の様子



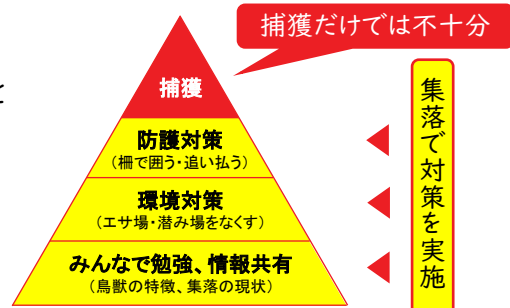
追い払い活動の様子

個人で行う対策には限界があります

関係者で情報を共有し、対策を考え、集落ぐるみで行動することが大切です。多くの人に関わることで、個人の負担を減らすことにもつながります。

長く続けることのできる組織づくりを目指しましょう

- 農業者だけでなく、住民と協力した体制をつくりましょう。
- 定期的な話し合いができるように、組織のきまり(規則など)をつくりましょう。



個人への支援

相談内容に応じて現地確認による課題発見や加害獣の特定、効果的な対策の提案、補助金の紹介などを行い、個人で行う鳥獣対策を支援します。

■支援の主な流れ

STEP1 相談者からの聞き取り

STEP2 現地確認による課題発見、加害獣の特定

STEP3 被害対策の提案と実施



カメラで加害獣を特定



加害獣に対応した対策の助言

個人でできる鳥獣対策のポイント

- 無意識なエサやりをなくし、野生鳥獣を近づけないようにしましょう。
- 正しく侵入防止柵を設置し、設置後の定期的な点検を行いましょう。

鳥獣対策の補助制度

1. 防護対策(侵入防止柵の設置)

■野生動物侵入防止施設補助金

農作物等への被害を軽減し、農地等の適切な管理を支援するため、侵入防止柵等の資材費を補助します。

【対象者】個人、法人または団体

【補助対象経費】侵入防止柵等の資材費
(柵の種類、上限単価は右表のとおり)

【補助率・上限額】資材費の1/2以内(上限:個人10万円、法人または団体200万円)

施設種類	上限単価
電気柵	800円/m
ネット柵	1,100円/m
ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	2,100円/m
金網柵(ロール状)	3,000円/m
サル用ネット柵、複合柵	3,500円/m
防草シート(防護柵に併設する場合)	300円/m
鳥獣撃退器	30,000円/台

■鳥獣被害防止施設更新事業補助金

集落全体を囲う侵入防止柵が鳥獣の被害または自然災害等により破損した場合に、施設の更新に必要な資材費を補助します。

【対象者】集落全体を囲う侵入防止柵を管理する団体

【補助対象経費】侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵・金網柵)の資材費

【補助率・上限額】資材費の1/2以内(上限50万円)



2. 集落環境対策(誘引要素の除去・追い払い活動)

■放任果樹等伐採事業補助金

鳥獣を誘引する原因となる、放任果樹等の伐採にかかる費用を補助します。

【対象者】サポートセンターの助言・提案を受けた個人・団体



①個人

【補助対象経費】果樹等の伐採作業委託料

【補助率・上限額】伐採費用の10/10以内(上限5万円)、5万円を超える分は1/2以内の額を補助(上限5万円)

②団体

【補助対象経費】果樹等の伐採にかかる機械等の購入費、賃借料、作業委託料等

【補助率・上限額】伐採費用の10/10以内(上限50万円)

■野生動物侵入被害農地修復補助金

野生鳥獣に荒らされた農地の修復にかかる費用を補助します。

【対象者】農地の所有者等、行政区、または改良組合

【補助対象経費】施工業者への委託料、またはバックホウ等の機材のリース料

【補助率】補助対象経費の1/2以内(ただし、施工方法によって1㎡あたりの単価上限があります)

【上限額】5万円

3. 新規狩猟者の確保

■狩猟者育成事業補助金

鳥獣を捕獲する後継者の育成を促進することで、鳥獣対策の強化を図ります。

【対象者】第1種銃猟免許およびわな猟免許を取得し、鳥獣捕獲に協力する意志のある方

【補助対象経費】免許取得にかかる費用

【補助率・上限額】取得経費の10/10以内(上限50万円)



各制度には要件がありますので、制度の詳細については鳥獣被害対策サポートセンターまでお気軽にお問い合わせください。

【問】飛騨市鳥獣被害対策サポートセンター／☎ 080-2640-0924

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 ■担当課:飛騨市農林部林業振興課／☎ 0577-62-8905